

第4章 入札形式で行うインターネット公売手続き

本章における入札とは、公売システム上で入札価額を登録することをいいます。この登録は一度しか行うことができません。

1. インターネット公売への入札

(1) 入札

公売参加申込、公売保証金の納付および必要に応じて委任状などの書類提出が完了したログイン ID でのみ入札が可能です。入札は一度のみ行うことができ、一度行った入札は公売参加者などの都合による取消しや変更ができません。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取扱い

仙北市は、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当する者またはその代理人などおよび暴力団員等または暴力団関係者等が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

(3) 追加入札

ア. 追加入札とは

最高価額での入札者が複数存在する場合は、その方々（追加入札該当者またはその代理人など。以下「追加入札該当者など」といいます）のみによる追加の入札を行い、最高価申込者を決定します。これを追加入札といいます。追加入札においても入札ができるのは一度のみです。なお、追加入札は紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売システム上において期日入札により行います。

イ. 追加入札の周知方法

追加入札該当者などに対して、入札期間終了後、電子メールにて追加入札該当者であることおよび追加入札期間をお知らせします。

ウ. その他

○追加入札該当者などが追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で入札したものとみなします。

○共同入札者が追加入札該当者となった場合、代表者のログイン ID でのみ追加入札が可能です。

2. 最高価申込者の決定など

(1) 最高価申込者の決定

入札期間終了後仙北市は開札を行い、売却区分ごとにインターネット公売上の入札において、入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。追加入札が行われた場合は、追加入札において追加入札価額が当初の入札価額以上でかつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。ただし、追加入札終了後も

最高価額での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で最高価申込者を決定します。

(2) 入札終了の告知など

仙北市は、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者のカナ氏名と落札価額（最高価申込価額）を公売システム上に一定期間公開することによって入札終了を告知します。

(3) 仙北市から最高価申込者などへの連絡

最高価申込者などには、入札終了後に公売担当部署から、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、最高価申込者として決定された旨の電子メールを送信します。

○公売担当部署が最高価申込者などに送信した電子メールが、最高価申込者などのメールアドレスの変更やプロバイダの不調により到着しないために、公売担当部署が買受代金納付期限までに最高価申込者などによる買受代金の納付を確認できない場合、その原因が最高価申込者などの責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金を没収し、返還しません。

○当該電子メールに表示されている整理番号は、仙北市に連絡する際や、仙北市に書類を提出する際などに必要となります。

(4) 最高価申込者決定の取消し

以下の場合に、最高価申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は最高価申込者に移転しません。なお、アの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

ア. 売却決定前に、公売財産にかかる差押徴収金（市税など）について完納の事実が証明されたとき。

イ. 最高価申込者などが国税徴収法第 108 条第 1 項に該当するとき。

ウ. 最高価申込者などが本ガイドライン第 1 章の 1（4）の暴力団員等または同（5）に該当する者であることが認められるとき。

3. 次順位買受申込者の決定

(1) 次順位買受申込者の決定

最高価申込者決定後、次順位買受申込者がいる場合、仙北市は以下の条件をすべて満たす入札者を次順位買受申込者として決定し、最高価申込者が買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者に売却決定します。

ア. 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額で入札していること。

イ. 入札価額が最高価申込者の入札価額から公売保証金額を差し引いた金額以上であること。

ウ. 入札時に次順位買受申込を行っていること。

上記の条件を満たす入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）により次順位買受申込者を決定します。なお、入札時に次順位買受申込を行った場合、この申込みは取り消すことができません。また、仙北市は次順位買受申込者を決定したときは次順位買受申込者のカナ氏名と次順位買受申込価額を入札者またはその代理人などのみに URL が開示されるウェブページ上に一定期間公開することによって告知します。

(2) 仙北市から次順位買受申込者などへの連絡

次順位買受申込者またはその代理人など（以下「次順位買受申込者など」といいます）には、公売担当部署から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証された次順位買受申込者などのメールアドレスに、次順位買受申込者として決定された旨の電子メールを送信します。

○仙北市が次順位買受申込者などに送信した電子メールが、次順位買受申込者などのメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、公売担当部署が売却決定を受けて買受人となった次順位買受申込者などによる買受代金の納付を買受代金納付期限までに確認できない場合、その原因が次順位買受申込者などの責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金を没収し返還しません。

○当該電子メールに表示されている整理番号は、仙北市に連絡する際や仙北市に書類を提出する際に必要となります。

(3) 次順位買受申込者決定の取消し

以下の場合に、次順位買受申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は次順位買受申込者に移転しません。なお、アの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

ア. 売却決定前に公売財産に係る差押徴収金（市税など）について完納の事実が証明されたとき。

イ. 次順位買受申込者などが国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当するとき。

ウ. 次順位買受申込者などが暴力団員等であることが認められるとき。

4. 売却決定

(1) 最高価申込者に対する売却決定

仙北市は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して落札価額を売却決定金額として売却決定を行います。売却決定を受けた最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合、公売保証金は返還しません。

(2) 次順位買受申込者に対する売却決定

仙北市は、最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合に、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。最高価申込者の決定を取り消し、次順位買受申込者がいない場合は当該公売は成立しません。

ア. 次順位買受申込者の売却決定金額

次順位買受申込者などの売却決定金額は、次順位買受申込者などの入札価額とします。

イ. 売却決定を受けた次順位買受申込者などが買受代金を納付しなかった場合

売却決定を受けた次順位買受申込者などが買受代金を納付しない場合、公売保証金は返還しません。この場合、当該公売は成立しません。

(3) 売却決定の取消し

以下の場合に売却決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は買受人に移転し

ません。なお、アの場合にのみ納付された公売保証金を返還します。

ア. 売却決定後、買受人などが買受代金を納付する前に、公売財産に係る差押徴収金（市税など）について完納の事実が証明されたとき。

イ. 買受人などが買受代金を納付期限までに納付しなかったとき。

ウ. 買受人などが国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当するとき。

エ. 買受人などが暴力団員等または暴力団関係者等に該当すると認められるとき。

(4) 公売不動産に係る売却決定の日時および買受代金納付期限の変更

不動産の最高価申込者などについては、国税徴収法第 106 条の 2 に基づく調査の囑託を行います。売却決定の日時までに、最高価申込者などが暴力団員等に該当しないことの調査結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時および買受代金の納付期限が変更されません。

5. 買受代金の納付

(1) 買受代金の金額

買受代金の金額は、売却決定金額です。

(2) 買受代金の納付期限について

買受人などは、買受代金納付期限までに公売担当部署が納付を確認できるよう買受代金（買受代金に充当される公売保証金を除く）を一括で納付してください。買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合、納付された公売保証金を没収し、返還しません。

次順位買受申込者が売却決定を受けた場合の買受代金納付期限は、通常、売却決定の 7 日後となります。

(3) 買受代金の納付方法

買受代金は次の方法で納付してください。なお、買受代金の納付にかかる費用は、買受人などが負担します。

また、公売担当部署が買受代金納付期限までに納付の事実を確認できることが必要です。

ア. 仙北市の指定する口座への銀行振込

イ. 現金書留による送付（金額が 50 万円以下の場合のみ）

ウ. 郵便為替による納付

※発行日から起算して 175 日を経過していないものに限る

エ. 現金を仙北市に直接持参

(4) 買受代金納付の効果

ア. 買受人などが公売財産に係る買受代金の全額を納付したとき、買受人の当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可または登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。

イ. 公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難および焼失などによる損害の負担はその財

産の現実の引渡しの有無などにかかわらず、買受人が負うこととなります。

6. 公売保証金の返還

(1) 最高価申込者および次順位買受申込者など以外への公売保証金の返還最高価申込者、次順位買受申込者または国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当し、同条 2 項の処分を受けた者、その代理人などならびに暴力団員等または暴力団関係者等以外の納付した公売保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公売参加申を行ったものの入札を行わない場合にも、公売保証金の返還は入札終了後となります。公売保証金の返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

クレジットカードによる納付を選択した場合、紀尾井町戦略研究所株式会社はクレジットカードからの公売保証金の引き落としを行いません。ただし、公売参加者などのクレジットカードの引き落とし時期などの都合により、いったん実際に公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合

公売保証金の返還方法は、公売参加者などが指定する金融機関の預金口座（日本国内に本店を置く金融機関の口座に限ります。）への振込みとなります。公売参加者など（公売保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。なお、公売保証金の返還には、入札終了後 4 週間程度の期間を要することがあります。

(2) 次順位買受申込者などへの公売保証金の返還

次順位買受申込者などの納付した公売保証金は、最高価申込者などが買受代金納付期限までに買受代金全額を納付した場合に、全額返還します。公売保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

クレジットカードによる納付を選択した場合、紀尾井町戦略研究所株式会社はクレジットカードからの公売保証金の引き落としを行いません。ただし、次順位買受申込者などのクレジットカードの引き落とし時期などの都合により、いったん実際に公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合

公売保証金の返還方法は、公売参加者などが指定する金融機関の預金口座（日本国内に本店を置く金融機関の口座に限ります。）への振込みとなります。公売参加者など（公売保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。なお、公売保証金の返還には、入札終了後 4 週間程度の期間を要することがあります。

(3) 国税徴収法第 114 条に該当する場合

買受代金の納付期限以前に滞納者などから不服申立などがあり、滞納処分の続行が停止された場合、その停止期間は、最高価申込者など、次順位買受申込者などおよび買受人などは国税徴収法第 114 条の規定によりその入札または買受を取り消すことができます。この

場合、納付された公売保証金は全額返還します。

(4) 国税徴収法第 117 条に該当する場合

売却決定後、買受人などが買受代金を納付する前に、公売財産に係る差押徴収金（市税など）について完納の事実が証明され、国税徴収法第 117 条の規定により売却決定が取り消された場合は、納付された公売保証金は全額返還します。